

欧米左翼によるロールズ『正義論』批判(中)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2012-10-24 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 伊藤, 恭彦 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00006787

欧米左翼によるロールズ『正義論』批判(中)

伊藤恭彦

目次

- 一 はじめに
- 二 ロールズ批判の展開
 - (一) ロールズの正義の理論—資本主義のイデオロギー? (以上、四〇巻三・四号)
 - (二) ロールズ『正義論』の社会主義的解釈
 - ① 資本主義社会におけるロールズの正義の原理実現不可能論—シェドラーのロールズ批判
 - ② ロールズの正義の理論の社会主義的解釈—その一 (以上、本号)
 - ③ ロールズの正義の理論の社会主義的解釈—その二
- 三 結論

（二） ロールズ『正義論』の社会主義的解釈

以下では、欧米左翼によるロールズ『正義論』批判の第二のグループの議論を検討していくことにしたい。前述のように、このグループは、第一のグループのロールズ批判とは異なり、ロールズの正義の理論を資本主義または福祉国家的資本主義正当化の論理として放擲するのではなく、彼の理論の批判的再構成は、ある種の社会主義擁護に結びつく¹と論じるものである。

周知のようにロールズは、自らの正義の原理の社会主義への適用可能性を承認している。「ともかく理論的には、自由主義的社会主義体制も、正義の二原理に応えうることは明白である。我々は、生産手段が公的に所有されていて、企業が労働者協議会、あるいは、彼らの任命する代理人によって経営されている²ということを想定しなければならないだけである。……正義の理論は、それが自から、どちらかの形態の体制を好むことはない。われわれがみてきたように、所与の人々にとってどちらのシステムが最善であるかについての決定は、人々の環境、制度および歴史的伝統に依存する³」。ロールズのこのような言明は、『正義論』中の原理論においてではなく、制度論において、市場システムの導入とそれを規制する公共部門のデザインの中でなされたものである。したがって、正義の原理の社会主義への適用可能性といつても、ロールズが念頭においているのは、当然、旧ソ連型命令経済を経済の本質的システムとしてビルトインした社会主義をも含む社会主義一般ではなく、市場をもつ社会主義についてである。ロールズがこのように体制選択問題をオープンにしていることから、ロールズの正義の理論を社会主義的に解釈しようとする場合の第一のステップは、そもそもロールズの正義の原理は資本主義では決して充足されないことを示すこと⁴でなければならないであろう。単にロールズの正

義の原理が社会主義でも満たされうることを示しただけでは、ロールズ批判Ⅱ再構成としては未だ不十分なのである。

図一 ロールズの正義の理論の社会主義的解釈

批判のスタイル		主要な主張	代表的論者
①消極的解釈	正義の原理の資本主義社会下での実現不可能論	G・シェドラー	
②積極的解釈	原理論の批判的再構成：秩序ある社会、自尊論の社会主義的解釈	G・ドツペルト、G・グリシツク、A・デイカットロ	
	原理論プラス制度論：市場社会主義的解釈	D・シユワイカート、B・クラーク&H・ギンタス	

そこで、ロールズを社会主義的に解釈しようとする論者を以下で、さらに図一のように分類し、その代表的な議論を検討していくことにしたい。図一上の①は、ロールズの正義の原理の積極的意義を評価しつつも、その原理は資本主義社会ではとうて実現し難いと論じるものであり、ロールズにおける体制選択問題の曖昧性を指摘するものである。しかし、この議論は、資本主義社会での正義の原理の実現不可能性をさらに一歩進め、ロールズの正義の原理が社会主義と結びつかざるをえないとまでは、論じない点で消極的な解釈Ⅱ批判であると言える。これに対して、②のグループは、ロールズの正義の理論を「適切に」解釈し、それを批判的に再構成すれば、それは資本主義ではなく、ある種の社会主義と結びつかざるをえないとするものである。このグループは、批判的再構成の対象をロールズの正義の理論のどこに求めるかによって、さらに二つに分けることが可能である。第一は、その主要な対象を『正義論』中の原理論とし、正

義の原理が分配する「最も重要な第一位社会善」が「自尊心の社会的基礎」であることに着目しつつ、正義の原理によって有効に規制されている社会Ⅱ「秩序ある社会」はブルジョア的社會ではなく、ある種の社会主義社會または社会主義的共同体であると論じるグループである。先に検討したマクファースンのロールズ批判で述べられた「調和的社會モデル」を論拠として、ロールズを社会主義へ結びつけようとしているものと言えるグループである。第二は、原理論だけではなく、制度論も含めて、ロールズの正義の理論を検討し、それを市場社会主義や自主管理社会主義へと結合させるグループである。以下では、①の議論を簡単に検討した上で、②を中心に検討を進めていくことにする。

①資本主義社会におけるロールズの正義の原理実現不可能論—シェドラーのロールズ批判

G・シェドラー (George Schedler) は、ロールズの正義の原理のうち、特に第二原理上の機會の公正な平等原理と格差原理に焦点をあて、それらが資本主義社会では決して満たされないことを指摘しようとする。すなわち、「マルクスが独創的に示したように、現実の資本主義的編成は格差原理と機會の公正な平等原理の両者を侵害している」と言うのである。⁽²⁾

まず格差原理についての議論からみてみよう。資本主義社会は資本の「文明化作用」により、資本主義社会に先行する社会に比べれば、その社会構成員の状況を大きく改善したと言える（例えば、アダム・スミスの以下の指摘を想起。「確かに、身分や地位の高い人たちの法外な贅沢に比べると、労働者たちの暮らしぶりは、疑いもなく大いに単純で手軽に見えるに違いないが、それでも、おそらく次のことは真実であろう。すなわち、ヨーロッパの君主の暮らしぶりが勤勉で儉約な農夫のそれをどれほど凌いでいようと、その程度は、この農夫の暮らしぶりが、一万人もの裸の野蛮人の

生命と自由の絶對的支配者であるアフリカの多数の王侯の暮らしぶりを凌ぐほど大きいとは限らない、ということである⁽³⁾。そして、その社会構成員の中には「社会の最も恵まれない人々」(スミス流に言えば、労働者と農夫)も含まれるが故に、資本主義下での生産手段の私的所有は格差原理によつて正当化されうるように思えるが、シェドラーはこのよ
うな議論は誤りであると論じる。なぜなら、資本主義社会においては労働者は自らの集会的行為に対するコントロール
を欠き、それ故に、資本主義社会は疎外された意識によつて特徴づけられるからである。このような事態が生じるのは、
第一に、資本主義的生産関係における労働現場は専制と敵対という特徴をもち、資本家は生産手段の所有者であるが故
に、権力を保持し、その点は労働者階級が望むいかなる政策によつても変更されえないし、第二に、資本主義は商品交
換と生産手段の私的所有を結合するために、労働者の創造的能力は市場で資本家に売られねばならない(労働力の商品
化)からである。賃金の実質の上昇を含む労働者階級の物質的状況の改善にもかかわらず、労働過程における疎外は資
本主義的生産関係の本質的特徴であり、したがつて、疎外を念頭におくなら原初状態の観点から資本主義を選択するの
は不合理であると、シェドラーは論じているのである。「資本主義的な編成はロールズの格差原理を満たさない。なぜなら、
労働者は不平等な資本主義的編成にある時には、社会主義的な編成にあるときよりも、より良い状態にはならないから
である。たとえ、所得が上昇し帝国主義がなくなったとしても、資本主義社会における分業は、労働組合によつて獲得
される貨幣報酬にもかかわらず、労働者を不幸にする疎外感を生み出すのである。疎外は資本家とその権力と生産手段
に対する支配とを明け渡した時にのみ、除去されうるものである」⁽⁴⁾。

さらに、資本主義社会は機会の公正な平等原理を満たすこともないと、シェドラーは論じている。資本主義社会において
機会の公正な平等原理が満たされない理由は、資本家に到達するチャンスが全ての人に公正に開かれておらず、えてし
て恣意的な方法(相続、結婚、詐欺等)で、資本家という地位へのアクセスがなされている点にある。「実際、資本主

義社会における全ての人に生産的企業の所有者になるに十分な資格を与える自己開拓（または成就）の機会を与える公的に確認できる資質（または功績）は存在しないのである⁵⁾。

以上がシエドラーによる正義の原理が資本主義社会では決して充足されない理由づけである。シエドラーのロールズ批判の最大の意義は、正義の原理、とりわけ格差原理を疎外の問題と結びつけて理解し、資本主義社会における疎外が、経済成長や福祉国家的所得再分配によつては克服されない点を指摘したことにある。例えば、現代日本資本主義を例にとれば、経済成長がもたらす「豊かさ」にもかかわらず、企業による労働者支配が貫徹し、その結果、労働現場での疎外が極限にまで押し進められている。否、より正確には、かかる労働者支配の貫徹と労働者の疎外故に、物質的「豊かさ」がもたらされているのである。こうした状況を念頭におくなら、シエドラーの批判は資本主義社会の問題性、すなわち、貨幣報酬の増大や物質的「豊かさ」と労働者の疎外が決してトレードオフ関係にはないことを鋭利に示したものであるとも言える。

しかし、ロールズ批判として検討してみると、シエドラーの議論に問題がないわけではない。というのは、もし、ロールズが疎外なるものを問題にせず、専ら物質的富の増大をもつて、格差原理の目標が達成されたと考えているなら、シエドラーの議論はそれなりの一貫性をもつたものと捉えることができる。しかし、その批判は、マルクス主義の疎外論を機械的にロールズの正義の理論に對置させる外在的批判でしかなくなる。というのは、第一に疎外が正義に反すること示され、その上で、第二にそれが富の増大とはトレードオフ関係にはないことが別途示される必要があるからである。

他方、もし、ロールズが資本主義社会における疎外を何らかの形で問題にしているなら（もちろん、その疎外論がマルクスのそれと完全に重なるかどうかは別問題だが）、シエドラーのロールズ批判は完全にははずしたものと云わざるをえなくなるだろう。ロールズが疎外を問題にしようとしているならば、ロールズの言う疎外がどのような内容であり、

彼の正義の原理といかなる関係にあるのかを読みとり、疎外克服の原理として正義の原理を構成した上で、そのような疎外克服の用途が資本主義社会では実現できないことが示される必要がある。

いずれにしても、シエドラーのロールズ批判は、疎外という観点からロールズの正義の理論を読みとろうとした点に意義があるものの、その読みとりが必ずしもロールズ正義の理論の全体像を視野にいれたものではなく、マルクスの疎外論や共同体論とも、共鳴しあう部分があるかもしれない「秩序ある社会」論や自尊論をドロップさせている点で十分なものといわざるをえない。その不十分性故に、ロールズ正義の理論を一步進めて社会主義的に解釈できず、未だ正義の原理が資本主義社会では実現できないという消極的な主張にとどまっているのかもしれない。

- (1) ATJ p. 280 翻訳＝修正版 二二七～八頁。なお、翻訳は一部変更してある。
- (2) George Schedler, Rawls, Marx, and Injustice of Capitalism (*Revolutionary World* 33 1979) p. 85
- (3) Adam Smith, *The Wealth of Nations* (The Cannan Edition p. 12), 大河内一男監訳『国富論』(中公文庫) 二二～三頁。
- (4) Schedler, op. cit. p. 90
- (5) *ibid.* p. 90

② ロールズの正義の理論の社会主義的解釈—その一

シエドラーはロールズにおける疎外論的視角の欠如を批判したわけだが、それでは、そもそもロールズには疎外を問題にする視点が全くないのかというと、そうは言えないように思える。以下では、マルクス主義的疎外論の視角から、

ロールズの自尊論を批判的に再構成し、ロールズの正義の理論を社会主義へと結びつけようとする議論を取り上げてみることにはしたい。自尊論に着目し、ロールズの議論の再構成を狙う議論は、図一で示したようにいくつかあるが、ここでは、最も包括的に議論を組み立てていると思われるG・ドツペルト (Gerald Doppelt) の議論を中心に論を進めたい。

ドツペルトは、ロールズの正義の理論の核心には自尊の問題があると指摘し、ロールズは「正義にかなう社会が、可能な限り、その構成員に自尊と人間的尊厳の社会的基礎における平等を保障しなければならず」かつ「自尊を伴う生への諸個人のアクセスは大部分彼らの制度上の地位の、それ故に、社会の『基本構造』がかかる地位を規定する方法の関数である」と論じているとしている⁽¹⁾。しかし、自尊がロールズの正義の理論において、このように中心的な位置を占めていると考えられるにもかかわらず、「自尊心の社会的基礎」という「第一位社会善」は、ロールズの正義の原理の定式化ではどこにも明示的に現れず、「自尊心の社会的基礎」の分配の問題は他の「第一位社会善」（基本的諸自由、機会、所得、富）の分配と原理間の優先順位設定の中へ移転してしまうとドツペルトは指摘する。

ロールズは基本的諸自由の平等な分配を要求する正義の第一原理と機会と所得・富の正義にかなう分配を要求する第二原理とを定式化した上で、レキシカル・オーダーに従って、第一原理に第二原理に対する絶対的優先権を与えるのだが、ドツペルトはここにロールズの自尊の処理についての基本的な問題点があるとする。すなわち、第一原理が保障する基本的・市民的自由と政治的権利を第一カテゴリー、第二原理が保障する経済的諸善を第二カテゴリーとした上で、「ロールズの見解では、全ての現代社会の正義は、人間の尊厳と自尊の領域を人格間の絶対的平等の領域として扱い、第二カテゴリーの諸善に対して譲渡不可能なものとすることを求める」のである⁽²⁾。つまり、ロールズにおける自尊の平等は、民主的市民の平等な権利と自由とを意味しているのであり、かかる平等は経済的領域における所得、富、権力、財産の不平等と両立するとされているのである。「ロールズの自尊の構想は自尊の社会的基礎を立憲民主主義内の平等な

市民という地位と同一視するものであり、社会・経済的制度内の個人の地位から自尊を切断するものなのである⁽³⁾。

自尊を社会・経済的過程から切断し、それを専ら市民としての人格間の平等の問題として扱う点に、ロールズの自尊論の基本的問題点があるとドッペルトは批判するのである。この問題性は、さらに、ロールズの功利主義批判にも現れているとされる。ロールズにおいては、市民的政治的主体としての個人は確かに非功利主義的特徴をもっているが、社会・経済的存在としての個人は公正という制約内で自らの物質的利益の最大化に専ら関心をもち功利主義者なのである。国家を経済から分離することは、ロールズの「ブルジョア民主主義的市民としての自尊」という構想から派生するものであり、資本主義の構造上不可避の、しかし有害な特質を具体化したものであると、批判されるのである。

ドッペルトは以上のようにロールズの自尊論の問題点を指摘した上で、今日の資本主義社会において自尊の問題が最も鋭く問われているのは、まさに、ロールズが切り捨てた社会・経済領域、とりわけ、労働過程においてであることを、現代産業労働者の状態についての実証的調査・研究を基礎に主張するのである。⁽⁴⁾「手短に言えば、この労働過程の社会組織は、諸個人と諸集団の日々の見通しにおける不平等のパターンの顕著な原因となっているのである。その見通しとは、尊敬(自らの労働と自ら自身が上司や専門職等と同等の価値をもたないという感覚に対立するものとして)、自律的意義ある活動(無意味で支配された労働に対立するものとして)、健康(プラスチック、ストレス、絶望といった不健全な状態に対立するものとして)、労働現場以外でのまっとうな生活(無味乾燥した労働の結果生じる、怒り、屈辱、消耗、絶望よって悩まされる生活に対立するものとして)に對するものである⁽⁵⁾」。このように、ドッペルトの議論は現代資本主義の労働過程における疎外が、人間の自らの価値に対する確信(ロールズの意味での自尊)を掘り崩す故に、正義に反していること、さらには、疎外が資本主義社会の中に構造的にビルトインされているが故に、たとえ、労働者の貨幣取得が増加しても解消されないことを示しているのである。

しかし、ドッペルトは、ロールズが現代資本主義における労働過程を含む社会・経済的領域内での自尊の侵害に全く気がついていないわけではないとする。現代資本主義における自尊の侵害をロールズが問題にしうる視角をもっていることを、ドッペルトは二点にわたって指摘する。

第一は、第一位社会善に「権力」(power)が含まれていることである。基本的諸自由以外の第一位社会善全てにロールズの第二原理が関与していると解釈すれば、格差原理の要請は、権力と所得の不平等は、かかる不平等が権力と所得に対する期待によつて規定される「最も恵まれない人々」の状況を改善するのに必要な限り、正義にかなうということにならざるをえない。第一位社会善に「権力」が含まれていることは、資本主義社会における労働組織のヒエラルヒー構造上の権力保持の不平等と、かかる不平等が労働者の自尊にとつてもつ問題性を把握しうる視角をロールズが準備しているものと言えるかもしれない。しかし、ドッペルトはロールズの議論においては、「自尊心の社会的基礎」の問題がそうであつたのと同じく、「権力」の問題も直ちに抜け落ち、「最も恵まれない人」は専ら所得レヴェルで定義され、格差原理の制度化に至つては、権力の問題とは何ら関係のない「社会的ミニマム」の最大化という論点に後退してしまふと批判する。ロールズにおいては権力保持の程度は、所得のレヴェルの関数であるとされるのであるが、現在までの歴史的经验はそれに対立する多くの事例を提供しているのである。先にみたシェドラー同様に、所得の上昇にもかかわらず現在の労働者は「疎外された労働」にさいなまれていくことが指摘されるのである。

現代資本主義における自尊への侵害を問題にしうるロールズの第二の視角は、彼の「共同体」論であるとドッペルトは論じる。ドッペルトは『正義論』の特に第三部で、ロールズがある種の「共同体」を擁護しようとしていることに着目する。「ロールズは自己発達の達成に対する積極的承認を拡大する共同体という文脈で、自尊が自己発達の重要なある尺度に依存していることを理論化している」⁽⁶⁾。自己発達の達成に対する自我の必要性をロールズは「アリストテレス的

理」(人間は人間的卓越性や熟達、精神的、肉体的能力の展開、複雑な技能と判断を許容する活動を選択するという原理)に基礎づけようとしているが、この点は彼の「共同体」論との連関の中で捉えられねばならない。すなわち、「ロールズの正義は、平等な自由の原理を通して、全ての者がアリストテレス的原理に基づく活動と相互自己実現を果たす共同体へのアクセスをしうる社会的条件を創出することを望んでいるのである」。(8) ドッペルトはこのロールズの「共同体」こそ、ロールズの正義にかなう社会システム上の人間の尊厳ならびに自尊の核心があると捉えるが、このような「共同体」をベースにした自尊論は、前述の平等な市民的自由としての自尊(それは社会・経済的領域から切断されたものだが)の射程を遙かに超えるものである。

例えば『正義論』においては次のような箇所がある。「秩序ある社会はもつとも一般的な意味における分業を排除しない、ということをして私は指摘しなければならない。確かに、分業のもつとも悪い面は克服することが可能である。誰も奴隷のように他の人々に従属している必要はないし、人間の思考や感受性を鈍らせる、単調にして機械的な職業を無理に選択する必要もない。各人は、自己の本性を構成するさまざまな要素が適切に表現されるように、さまざまな課題を与えられうる。だが、労働が全ての人にとって意味ある時でさえ、我々は他の人々に対する依存を克服することはできないし、そう願うべきでもない。完全に正義にかなう社会では、人々は自分達独特のやり方で自己の善を得ようと努める。そして、彼らは、自分達がやりえなかつたこと、実際にはやらなかつたが、やる可能性があつたこと、これらをするために仲間頼るのである。誰もが完全に自己の力を実現するかもしれないし、また少なくとも人間性の完全な模範となりうる人がいる、と想定したい気もする。だが、それは不可能である。我々が単独でなれるものは我々がなれるかもしれないものの一部にしかすぎず、それが人間の社会性の特徴である。我々は、なおざりにしたり、全く欠けている資質を達成するために、他の人々に頼らなければならない。集団的な社会活動、すなわち、多くの連合体を規制する最も大

きな連合体の公共生活は、我々の努力を支え、そして貢献を引き出すのである。……分業は、各人が完全になることによつてではなく、全ての人が自由に参加しうる（また、参加したくなる）さまざまな社会連合の正義にかなう連合体の自発的で、意味ある労働によつて克服されるのである」⁽⁹⁾。ここには、ロールズの秩序ある社会における協同の姿が、凝縮的に述べられていると考えられ、ロールズは事実上生産現場における正義―「生産的正義」を視野にいれていると考えることができる。⁽¹⁰⁾しかし、ドッペルトは「不幸なことに、これらの点が彼（ロールズ―引用者挿入）の正義の理論の實質へと至る通路は決して見いだされないのである」⁽¹¹⁾とする。

以上のように、ドッペルトはロールズの正義の理論の中に、現代資本主義社会における自尊の侵害を問題にしうる視角が存在することを指摘しつつ、同時にそれらがロールズの正義の理論においては、名目にすぎず、理論の中へ実質化されていないと批判するのである。そして、ここにこそロールズの正義の理論のイデオロギー性があるとする。すなわち、積極的には、ロールズの理論はブルジョア民主主義の歴史的到達点を具体化し、それに対する明快な分析を与え、力強い正当化を提供し、他方で、各人の最低限の物質的ニーズに公的に応える福祉国家の歴史的到達点も表現していると言えるのである。しかし、自尊の基礎を労働過程から分離する点には、ロールズ理論の消極的側面、すなわち、ブルジョア民主主義の到達点を超えるさらなる歴史的発展を抑え込み、他の人間的要求を認知するのを妨げる資本主義的民主主義の構造的特質に無批判的であるとされる。

ドッペルトのここまでの議論は、先にみたマクス・フーサーのロールズ批判―ロールズにおける非ブルジョア的要素の並存―を受け継ぐものであるといえるが、ドッペルトはマクス・フーサーのように、これを福祉国家的資本主義正当化のイデオロギーとして断罪するにとどまらず、これら非ブルジョアの要素を再構成し、ロールズの正義の理論の社会主義的解釈へと進むのである。ドッペルトは、ロールズの議論の構成は次のようになっていっていると把握する。すなわち、「カン

卜的な自由かつ平等な合理的存在としての人格」という抽象的理念が、「ブルジョア民主主義的市民の平等な自由としての人間の尊厳ならびに自尊」という社会的構想を導くというものである。しかし、前者、つまり抽象的人格理念は後者すなわちブルジョアの自尊を正当化しはしないとドッペルト論じる。カント的理念における自由は、自らの目的ならびに活動を自己決定し、追求し、修正するという極めて抽象的なものであるのに対して、ブルジョアの自由はより特定化されたものである。このことを念頭におけば、カント的理念からブルジョアの自由としての自尊を導出することは、資本主義的民主主義の構造とそれについての公認された自己理解を無批判的に前提にする以外になしえず、したがって、イデオロギー的であると言わざるをえないとされる。

しかし、もし我々が、私的経済権力の独占体への集中と労働者の独占的生産組織の大規模な官僚制的単位への統合という冷徹な事実に着目し、それがもたらす現在の労働者の自尊への計り知れない悪影響を無視するのではなく、批判的に正義の理論の中に組み込むならば、ロールズが依拠しているカント的人格理念を労働現場における自尊の問題を視野に入れるまで拡張しなくてはならないとドッペルトは論じる。カント的人格理念のこのような拡張は、自尊または人間の尊厳の「民主主義的社会主義」(democratic socialist)的構想に結びつくのである。その構想は、自尊を個人的生活の権利として把握すると同時に、「社会のより広範な諸制度における民主的役割、活動、参加への全員のアクセス」⁽¹²⁾を含むものである。そして、ロールズが自尊を(アリストテレス的原理に基づく)自己発達に依存させようとしたことを想起するなら、民主主義的社会主義の正義の原理は「カント的理念によって前提とされた人間の諸能力と利益の発達と行使のための求められる通常の機会と社会的地位を各人に与える制度を含意する必要がある」とされる⁽¹³⁾。このように、ロールズが依拠している人格のカント的理念の民主主義的社会主義的構想への拡張は、自尊を単に個人的生活や国家的政治的領域における自由として表現するだけでなく、労働過程を含む社会的・経済的領域における自己発達としても表

現することになるのである。「民主的社會主義の下では、労働過程は公共の民主的コントロールの下におかれ、全ての人の同様な発達と両立しうる、自由で合理的な存在としての自らの能力の十全な発達に対する全ての人の平等な権利という規準に従って、組織されるのである」⁽¹⁴⁾。

以上、ドツペルトのロールズの正義の理論に対する批判とその社會主義に向けた再構成を、簡単にみてきた。ロールズが依拠したカント的人格理念を基礎に、それを現代資本主義社會における自尊への侵害を克服するための基礎に転換し、ロールズが展開した非ブルジョアの諸要素の断片を再構成し、社會主義的共同体（アリストテレス的原理が満たされ、各人の自己発達のための条件が整えられ、自己発達が可能となる共同体）を提示しようとしたものと言える。⁽¹⁵⁾ 現代資本主義の労働過程における不正義を念頭におき、かかる不正義を突破する方途を真剣に求める者にとつては、このドツペルトの議論は、社會主義の「崩壊」にもかかわらず、非常に魅力的なものとつるだろう。

しかし、ドツペルトによるこのようなロールズの正義の理論の批判的再構成をロールズ的リベリズムが許容するかどうかは、また別の問題である。ドツペルトも述べているように、ロールズ自身、現代資本主義の労働過程における例外を問題にしようとしていることはほぼ間違いない（先に引用した「秩序ある社會」における「分業の克服」は、その点を端的に示していると考えられる）。疎外を問題にしようとしているにもかかわらず、労働過程の問題、さらには「意義ある労働」の分配の問題が『正義論』中では実質的に議論されることなく、正義の原理の定式化においてドロップしてしまうこと、さらには、制度論においては福祉国家的所得再分配が正義の制度的要請の中心に位置づけられていることも、ドツペルトの指摘通りであると言える。前述のように、ドツペルトはそこには現代資本主義の有害な特質に対するロールズの無批判的態度が看取できるとし、したがって、ロールズの理論は現代福祉国家的資本主義のイデオロギーだとする。にもかかわらず、ドツペルトのようにロールズの理論のイデオロギー性を暴露するだけでは、マルクス主義

に意義ある成果をもたらすとは思えない。逆説的だが、ロールズによる疎外問題の曖昧化（その問題性はドツペルトの指摘通りだとしても）の中に、実は、マルクス主義が自らの主張を豊富化する素材が含まれているようにも思える。これに関して最後に二点指摘しておきたい。

第一は、なぜロールズは現代資本主義における労働過程が自尊に対して深刻な影響を与えるのかという問題に気づきながらも、それを自らの正義の理論体系の中で実質的に展開しなかったかという問題にかかわる論点である。

ドツペルトのロールズ批判の前提は次の点にあると考えられる。現代資本主義の労働過程における疎外は、各人の自己発達を大きく阻害しており、したがって、自尊心の社会的基礎を掘り崩すものである。逆に言えば、人間の自己発達の全面的可能性は疎外された労働の克服に依存しているというものである。ドツペルトの前提は、このように人間の全労働過程を労働から一元的に捉えようとする論理であるが、このような発想は、現代資本主義における数々の「不正義」に切り込む視角としての有効性は高いように考えられる。他方、ロールズの自尊心の規定を見てみよう。自尊心の定義は『正義論』の中で、あちこちに散見されるが、例えば、次のように定義されている。「自尊心（あるいは自負心）は二つの側面をもつものと定義される。第一に……自尊心は、人がもつ自分自身には価値があるのだという感覚、すなわち、彼の善についての彼の概念、つまり、彼の生の計画は遂行するだけの価値がある、という彼の堅い信念を内包している。そして、第二に、自尊心は自己の企図を果たす自己の能力（それが自己の手中にある限り）に対する自信を内包している」⁽¹⁶⁾。ここに見られるように、ロールズは、自尊心に非常に抽象的な定義を与えており、したがって、ドツペルトのように、そこに労働過程における自己発達、自己の能力の開花に基づく自己の価値についての確信といったことを読み込むのは不当ではない。しかし、ロールズは労働における自己発達、労働における自らの価値に対する確信という労働からの自尊心の一元的把握には進まない。その理由は、彼の基本的発想である義務論的リベラリズム (deontological liber-

alism)にかかわっていると考えられる。

義務論的リベラリズムでは、正義（正）はあらゆる善の特殊構想から独立に定義される一方で、かかる正義の枠内では善の特殊構想の多元性が承認される。善の特殊構想の多元性ならびにその相互還元不可能性という「多元性の事実」こそロールズの出発点なのである。したがって、正義の理論の中で、各人が何に自らの価値を見いだすか、どこに自尊心の基礎を見いだすのかは多元的であるとされ、労働も含む善の構想の多元性が主張されるのである。したがって、労働のもつ意義やその現代的疎外の問題性を看取したとしても、その克服の方途を労働から一元的に把握することを、ロールズのリベラリズムは拒絶するのである。だとすると、ロールズが労働過程の問題に気づきながらも、それを理論体系の中に実質化しえなかつたことも首肯できる。⁽¹⁷⁾

そのように考えることができるなら、マルクス主義からのロールズの自尊論に対する適切な批判は、それが労働過程を無視しているということだけではなく、労働という人間にとつて普遍的な営みにおける（ロールズの意味での）自尊の確保を手放さずに、同時に、労働と人間の他の生の領域との連関を捉え、これらの領域における自尊と労働とがいかなる関係にあるのかという問題設定に基づかなくてはならないであろう。労働における自己実現の確保ならびに自尊の保障ということが、人間の他の生の領域での豊かな可能性の開拓とどう連関するのかが問題にされねばならないのである（ドツペルト自身もその点に気づいていないわけではないが、ロールズ批判の文脈ではその点は明示的に展開されていない）。現代資本主義社会における労働疎外の克服に焦点を当てつつも、かかる疎外からの解放が人間の生の他の領域における自尊の拡大とどう連関するのか、この点の拳証責任は、むしろマルクス主義の側にあると考えられる。そして、この点こそが、社会主義におけるプルーラリズムという問題を解決するためになされるべきマルクス主義とリベラリズムの対話を拓く通路の一つであると考えられる。労働の普遍的意義を根底に据えつつも、労働における疎外の解決、あ

るいは、そのための階級関係の廃棄だけで、全ての問題が解決するかのよう⁽¹⁸⁾に考えるのは、昨今の「社会主義」の「崩壊」という現実の中では、幻想だと言わざるをえない。

ドツペルトのロールズ批判に関連して検討されるべき第二の論点は、「民主的社會主義」という構想についてである。ロールズのカント的人格理念の拡張は、自尊の民主的社會主義の構想に結合し、かかる構想を支えるのが労働過程の民主的規制を含む、いわば自主管理型社會主義であるとされた。この論点は、次に検討するロールズの制度論をも対象としたロールズ批判―再構成の中で、立ち入って検討されるが、少なくともドツペルトに関しては次の点⁽¹⁹⁾が問題となるであろう。労働過程における自尊の侵害を除去するためには、ドツペルトが指摘したように、労働過程における敵対と権力分配の不平等の廃棄ということが必要となり、それが可能となつたら、自己発達を可能とする共同体というヴィジョンが実現される。この考えも魅力的なものが、果たして、そのような民主的規制が、効率的な生産システムとして機能するかという問題は別途検討される必要がある。ロールズ同様に、正義の要請は効率性の要請に優越するという観点⁽²⁰⁾を維持しつつも、形式的合理性が普遍的トレンドである現代社會において、生産点における官僚制化が不可避であるとすれば、そしてそれが経済的サヴァイヴァルのための要請であるなら、労働過程における自尊の確保のための民主的参加と効率性確保のための官僚制化とは、ある時点でのつびきならぬ対立という局面を迎えるであろう。この問題に対する解答も、また、マルクス主義に対して課せられた課題であるといえる（そして、その課題に応えることの難しさをドラスティックに示したのが、昨今の「社会主義」の「崩壊」であることは言うまでもない）。

ドツペルトのロールズ批判とその社會主義的解釈については、以上、検討してきたように、マルクス主義の側から考えられるロールズの積極的側面をそれなりに的確に把握し、ロールズを単に福祉国家的資本主義のイデオロギーとして放擲することなく、疎外された労働からの解放というすぐれて現代的な課題とロールズの正義の理論とを対質させよう

とした点で、意義あるものといえる。しかし、そのような批判の意義を承認しつつも、従来のマルクス主義では十分に応えられていなかった問題を、このロールズ批判が、逆に浮き彫りにしていることを、マルクス主義は真摯に受けとめねばならないことも、また事実なのである。

- (1) Gerald Doppelt, *Rawls' System of Justice: A Critique from the Left* (No. 15-3 1981) p. 259
- (2) *Ibid.* p. 261
- (3) *Ibid.* p. 262
- (4) ドッペルトは「資本主義的労働過程のヒエラルヒー的形態」を考察し、トップレベルの管理者から最低辺の労働者まで、命令と責任の連鎖が存在し、それがさまざまな種類の権力の不平等に影響しているとしている。その権力の不平等とは、(一)他者の労働に対するもの、(二)自ら自身の労働に対するもの、(三)企業全体の生産過程に対するものであるとした上で、「このヒエラルヒー秩序に個人が位置する地点が、さまざまな形で承認、自尊、福祉に対する彼または彼女の機会を形づくる」としている (*ibid.* p. 267)。
- (5) *Ibid.* p. 268
- (6) *Ibid.* p. 273
- (7) 「アリストテレスの原理」のこのような定義はドッペルトによるものである。ロールズ自身は『正義論』中で以下のような定義をしている。「他の事情にして等しければ、人間は自己の実現された力量（先天的能力、あるいは訓練によって得た能力）の使用を享受する。そして、この喜びは、力量が実現されればされるほど、あるいは、それが複雑になればなるほど、大きくなる」。そして「おそらく、複雑な活動の方が楽しいだろう。なぜならそうした活動は、経験の多様性と新奇さに対する願望を満たし、しかも、創意や発明の功績の余地を残すからである」(ATJ p. 426-7 翻訳＝修正版 三三二～三三頁)。
- (8) *Ibid.* p. 274 なお、ドッペルトは八〇年代以降展開されている「共同体主義」からのロールズ批判ならびにそれに対するロールズの応答を踏まえ、ロールズの理論を「共同体主義的リベラリズム」(communitarian liberalism)と名づけている。

マイケル・サンデルのロールズ批判からロールズのリベラルな共同体論をすくいだしつつ、次のように述べている。「ロールズのリベラリズムは、正義にかなう社会という彼の構想が共通の目的と共有された間主観的道德的アイデンティティに基礎づけられた共同体の理想的で強固な紐帯を要求するという意味においてのみ『共同体主義』であるのではない。それはまた、彼が、この哲学的構想を現存する政治的共同体のうち存する共有された理念とアイデンティティの読解に基礎づけようとした意味においても『共同体主義』なのである」。Doppelt, *Beyond Liberalism and Communitarianism: Towards a Critical Theory of Social Justice*, in David Rasmussen (ed.) *Universalism vs. Communitarianism Contemporary Debates in Ethics* (MIT Press 1990) p. 50

(9) ATJ p. 529 翻訳＝修正版 四一四～五頁

(10) この点については、前掲拙稿「ロールズと福祉国家」参照。

(11) Doppelt, *Rawls' System of Justice*, op. cit. p. 276

(12) *ibid.* p. 296

(13) *ibid.* p. 296

(14) *ibid.* p. 297

(15) グリシックもアリストテレスの原理に依拠して「自主管理―自主経営社会主義」の正当化を図ろうとする。「自主管理―自主経営社会主義」は「アリストテレスの原理を現実化させるより大きな機会を与える。なぜならば、それは労働者が経営上の決定に参加することを許容し、解決されるべき問題の多様性を増加させるからである。これは組立ラインにおける他律性が支配的である他の社会編成とは対抗的なものである」。Joseph Grisc, *Rawls and Socialism (Philosophy and Social Criticism 7 1980)*

(16) ATJ p. 440 翻訳＝修正版 三四三頁。なお、ロールズは自尊心を self-respect, self-esteem, sense of one's own worth 等と表現し、相互にはほぼ同じ意味で使っている。

(17) ロールズは『正義論』中でマルクスに言及し、マルクスの共産主義社会を卓越主義的に解釈し、それは受容できないと述べている。「私は思うに、マルクスは完全な共産主義社会を、各人が完全に自己の本性を実現する社会、すなわち、自ら自己の力量すべてを表現する社会と見る傾向がある。いずれにせよ、社会連合の観念を、人間の多様性や個性に与えられる高

い評価と……、あるいは個人による生来の諸力の調和的な実現としての善の概念、さらに最後に、その他の人間のためにそれを達成する生来の才能に恵まれた個人、芸術家、政治家等と混同しないようにすることが重要である。むしろ、各人の力が類似している極端な場合には、集団は、同等の人々の間の活動の調整によつて、各人に潜在する力量の総計と同じ大きさの力量を達成する。あるいは、これらの力が異なり、しかも適合的に補完しあうとき、それらは構成員全体の潜在力の総計を、本質的に善である活動であつて、しかも単に社会的あるいは経済的利得のための協同ではない活動において表現する。……いずれの場合にも、人々はお互いを必要とする。なぜなら、自己の力が実るのは専ら他の人々との活発な協同においてである。社会連合においてのみ、個人は完全なものとなるのである」(ATJ, p. 524-5 翻訳—修正版 四六〇頁)。

(18) この点に関して、ブキャナンのマルクス批判が興味深い。ブキャナンは正義、権利といった法概念をマルクスがエゴイズムまたは階級対立に根ざした「縄張り指標」(boundary marker)と捉える傾向があり、その結果、階級対立が廃棄され、代わつて登場する調和的社會においては、階級対立が存在しないが故に、正義や権利といった概念はもはや必要とされないと考える傾向があると論じる。しかし、ブキャナンは、たとえ階級対立が存在しなくとも、①民主的手続きに対する制約と民主的参加の保障、②パターナリズムに対する制約、③社会福祉や共通善のためになされることに對する制約、④公共財提供のために使われるベナルティーに對するセーフガード、⑤将来世代に對する責務の限界の明確化等のために、権利や正義の概念が必要であることを主張する (A. Buchanan, *Marx and Justice*, op. cit. p. 165 参照)。ここでは、階級対立の廃棄が問題の解決の全てではないこと、さらには、社会主義社會においてもある種の正義の概念が不可欠であることが論じられているのである。無階級社會においても、存在するであろう「多元性の事実」に對処するために、マルクス主義がいかにかその理論體系の中に正義概念をビルトインするかということも、現代マルクス主義に課せられたテーマであろう。

(未完)